EU番号に対応する NACCS申請(電子申請)について

令和4年3月

1. NACCSシステムの対応(概要)

EU番号の入力は任意です。電子ライセンスへの表示を希望しない者は入力不要。

○NACCSシステム(電子申請)によって、輸出許可申請を行う際に、貨物等省令の番号に対応する <u>EU番号(EU規則に基づく"Dual – Use List No.")を任意で検索・入力</u>することで、EU番号が<u>輸</u> <u>出許可証(電子ライセンス)の備考欄(※1)へ表示</u>とされます。なお、従来どおり貨物等省令番号の みの申請も可能です。

- (※1)輸出規則第1条の2に規定する専用電子計算機に備えられたファイルからダウンロードして申請者の自らの使用に係る入 出力装置へ取り出した許可情報を書面に印刷したものにより表示される輸出許可証の備考欄
- ○電子ライセンスに表示されるEU番号は、あくまで参考表示であり、申請者は、輸出許可申請に際して必要となる規制の該非や該当する政省令番号は、従来どおり、外為法及びその関係規定に基づき 適切に判断して申請してください。
- ○省令番号入力時の「外為法関連-マスタ選択」画面(EU番号対比表)では、<u>貨物等省令番号に該当する可能性のあるEU番号を広く候補として表示</u>しています。システム上では、①EU番号→ 省令番号、②省令番号→EU番号の検索が可能ですが、入力にあたっては、上記のようなデータ整備 方針であることに留意し、<u>政省令等及びEU規則の原文も確認し、適切なものを入力してください。</u>
- ○なお、輸出許可後のEU番号(電子ライセンスの備考欄)の訂正はできません。
- (※2) [EU番号入力」欄にて、「EU番号と省令番号の組み合わせ」を選択すると、当該省令番号が「省令番号入力」欄に反映 されるため、当該申請において適切な「省令番号」であるか十分に確認してください。
- (※3) EU規則の軍需品リスト番号については表示対象から除外しています。

2. EU規制番号の入力 【貨物等省令番号 ↔ EU規制番号の検索】

<EU番号(電子ライセンスの備考欄)への反映手順>

- ①「EU番号入力」欄の参照ボタンB(図1)から表示される「外為法関連-マスタ選択」画面(図2)において、検索条件指定として、「省令番号」又は「EU番号」を選択。該当する省令番号(例えば1-1-35)又はEU番号(例えば2B001)を入力してOKボタンを押す。
- ② 検索条件に該当する「EU番号と省令番号の組み合わせ」の候補が表示される。
- ③ 表示された「EU番号と省令番号の組み合わせ」のうち、該当するものを一つ選択すると、「EU番号入力」欄 (図1)に反映(入力)される。
- ④ ③の操作によって、同時に、選択した「EU番号と省令番号の組み合わせ」に対応する「NACCS省令番号」が、 「省令番号入力」欄(図1)に自動反映される。 これにより、「省令番号入力」欄の参照ボタンA(図2) からの入力は不要となる。
- ⑤ 検索結果が複数の場合(1つの省令番号に関連するEU番号、又は1つのEU番号に関連する省令番号が 複数の場合)、2つ目を追加する場合は、2つ目(2/4)のEU番号入力欄で①以下の操作を繰り返す。 なお、前回の検索結果が履歴として残って表示されるので、そこから選択可能。(電子ライセンスの備考欄への表示は、最大25件)
- ※EU番号の備考欄への表示が不要な場合は、従来どおり「省令番号入力」欄の参照ボタンA(図1)から省令 番号を選択・入力する。

(注)参照ボタンAから省令番号を入力した後に、参照ボタンBから省令番号を入力した場合は上書きされる。 ※上記②において選択したいEU番号がマスタデータにない場合は、「EU番号入力」欄の入力値の箇所(図1) に、直接、EU番号を入力することも可能。



| 内容 | 容検証 | 様式番号 100 通 | 幣/補正 | 通常:JAA | | 現在の様式最新様式 |
|-------------|-----|--------------|------|--------|----|--|
| 剣証結果 | 必須 | 項目 | 1 | 入力タイプ | 字数 | 入力値 |
| | * | 取引明細 製造者名 | | 日本語型 | 60 | |
| | | 貨物項番 | 追加 | - | - | 要の輸出者)が省令番号を選択す |
| | | 貨物項番(1/4) | 削除 | - | - | |
| | ж. | 貨物項番 表番号 | | 日本語型 | 10 | 輸出令別表 1: |
| | * | 貨物項番 貨物番号 | | 日本語型 | 10 | 2(1): 核燃料物質・核原料物質 参照 / |
| | | 省令項書 | 追加 | - | - | |
| | | 省令項著(1/4) | 削除 | - | - | |
| 必須 | ж. | 省令項番 省令番号 | | 日本語型 | 20 | 4-1-7-口-4-1: 貨物等省令 第4条第1項第七号 -口-4-1 参照 |
| | * | 省令項番 貨物役務区分 | 8 | 英数字 | 1 | K·貨物 |
| 任意 | | 省令項番 EU番号 | | 英数字 | 15 | 1C002.b4a: 参照 🛛 🔗 |
| | | 省令項署(2/4) | 削除 | - | - | |
| | * | 省令項番 省令番号 | | 日本語型 | 20 | 1-1-7-ハ:貨物等省令第1条第1項第七号-ハ |
| | * | 省令項番 貨物役務区分 | 8 | 英数字 | 1 | K貨物 イロション 仕意項目です |
| | | 省令項番 EU番号 | | 英数字 | 15 | 参照 |
| | * | 取引用細 数量 | | 数値型 | 18 | EU番号で申請したい輸出者(EU番号 |
| | * | 取引明細 数量単位 | | 日本語型 | 5 | を知っている)がEU番号を選択する |
| | * | 取引明細 通貨コード | | 英数字 | 3 | 参照 |
| | * | 取引明細 単価 | | 数値型 | 18 | <u> 直接、EU番号を入力することも可能</u> |
| | * | 1 明細 建値コード | | 英数字 | 3 | |
| | | 取引明細 建值地域国コー | si. | 英数字 | 2 | 参照 |

(図2)

ボタンBを押して表示される「外為法関連-マスタ選択」画面



3 EU番号の表示イメージ

